市報
# にいがた
昭和44年3月25日発行
No. 222

毎月3回5・15・25日発行（昭和30年9月20日第三種郵便物認可）
定価 1部3円

市の人口（前月比増）
人口 379,643（−128）
男 185,992（−106）
女 193,651（−22）
世帯数 107,621（+717）
44. 2. 28現在

発行所 新潟市役所 新潟市西堀通り6番町866 電話 代表 ㈱1000
編集人 中島正二
印刷所 （株）文明堂印刷所

# 汲み取り料定額制に
## 月額一人五十円に決定

四月一日から、し尿汲み取り料金が"定額制"になります。また業者の企業合同による"清掃公社"が設立されます。これは四十二年六月、市長から「し尿行政の改善の方策について」清掃審議会に諮問がありましたが、同審議会では慎重に審議した結果、定額制と公社設立の答申がありました。市では、この答申の結果を一月臨時議会に提案、可決されました。

### 従量制を定額制に変更

審議会の答申では、現行の十八リットル二十二円という従量制について、次のような欠点を指摘しています。

◇ 正確なメーターを確認するには、汲み取りのつど、バキューム車のメーターを見なければならない。

しかし、市民の側からは、この確認をいやがる傾向があり、業者のいいなりに料金を支払う結果になっている。

このため"料金が高い"「不明確だ」といったトラブルが絶えない。従って一見合理的だった従量制については、安心して払える料金体系に切り替える必要があるとしています。

そこで、市では定額制の設定基礎となる一日の標準排出量を調査しようと、昨年十月から三カ月間、二十二町内、四百七世帯の協力を得て、汲み取りのつど市職員が訪問しました。

この結果、一人一日一・三リットルという平均排出量が算出されました。

### 各月の初日人員で決定

平均排出量一・三リットルを汲み取り券制度に換算しますと、一人一カ月五十円になります。そして家族数の把握は、各月の初日における人員が計算の基礎になります。

また、月二回以上汲み取る場合は、左下の表にあるように、二回以上一回につき一世帯五十円が加算されることになります。

商店、工場、事業所、アパート、寄宿舎などで、特に人員の移動が激しいため、人員把握が困難なものについては、これまでどおりの従量制が採用され、十八リットル二十二円

### 二カ月分をまとめ納入

料金の納入方法は次のようになります。

四月から、ごみ処理手数料と一緒に、二カ月分を合算して納入通知書を発行します。

納入については、従来どおり自治会から推薦された方と、集金業務の委託契約を結び、この方から集金してもらい、市へ納入していただくことになります。

納期は年六回に分けて納めていただきますが、納入期限は、四、五月分は六月、六、七月分は八月、八、九月分は十月、十、十一月分は十二月、十二、一月分は一月、二、三月分は四月になります。

### 汲み取り券換金します

現在使用している汲み取り券は四月一日から使用できません。未使用の券は現金に換えますので、四月一日以降、できるだけ早く市清掃課または、地区事務所、連絡所へ印鑑をお持ちのうえ、お出かけください。

なお、町内自治会で取りまとめていただければ、スムースに事務も進みますので、ご協力をお願いします。

### 定額制料金表

| 汲み取り回数 / 世帯員 | 月1回 汲み取り世帯 | 月2回 汲み取り世帯 | 月3回 汲み取り世帯 | 月4回 汲み取り世帯 |
|---|---|---|---|---|
| | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 1人の場合 | 50 | 100 | 150 | 200 |
| 2人の場合 | 100 | 150 | 200 | 250 |
| 3人の場合 | 150 | 200 | 250 | 300 |
| 4人の場合 | 200 | 250 | 300 | 350 |
| 5人の場合 | 250 | 300 | 350 | 400 |
| 6人の場合 | 300 | 350 | 400 | 450 |
| 7人の場合 | 350 | 400 | 450 | 500 |
| 8人の場合 | 400 | 450 | 500 | 550 |
| 9人の場合 | 450 | 500 | 550 | 600 |
| 10人の場合 | 500 | 550 | 600 | 650 |

### 企業合同で公社制採用

汲み取り料金体系変更と同時に業者が企業合同して、㈱「新潟市清掃公社」を設立しました。

この公社には、市から委託されている区域が細分けされ、サービス面で相乗があった。委託区域が入り組んでいるため作業能率が悪い。などというような問題を解決しサービス面での均一化と企業の近代化を図り、体質改善をしようというものです。

市清掃課では一制度の切り替わる時期には、多少の混乱もあろうかと予想されますが、できるだけ効率的、弾力的に事務を進めていきますので、市民の皆さんのご協力とご理解をと、いっています。

### 納期一覧表

| 納付区分 | 納付期限 | 備考 |
|---|---|---|
| 4月分 | 6月末日 | 日曜日が月の末日の場合は翌日休業となる日。 |
| 5月分 | 8月末日 | |
| 6月分 | 10月末日 | |
| 7月分 | 12月末日 | |
| 8月分 | 2月末日 | |
| 9月分 | 4月末日 | |
| 10月分 | | |
| 11月分 | | |
| 12月分 | | |
| 1月分 | | |
| 2月分 | | |
| 3月分 | | |

### 下水道受益者負担申告書
## 四月五日まで申告を

四月から実施される下水道受益者負担制度のため、担当課の下水道管理課では、いま、下水道事業受益者申告書の作成を進めていますが、関係ある各ご家庭へ近日中にお届けすることになります。

この申告は、四月五日までに提出していただくことになります。

一、申告書には、所在地、台帳番号、対象面積、氏名などが記入されていますので、これに誤りがあるかどうかを、調べていただくための目的がありますので、訂正箇所のないときは、押印のうえ提出していただきます。

二、所有者を把握するのに、固定資産課税台帳が基礎となっています。この台帳は一月一日現在のものですが、下水道の申告は四月一日の所有者で申告をお願いします。

三、所有者が変わった場合は、新しい所有者へ申告してください。旧所有者も、変わった旨を申告してください。

四、土地を他人に貸している場合は、借りている人に負担金を納めていただきますので、その住所、面積、氏名を記入のうえ、借りている人の認印を押して提出してください。詳細は下水道管理課（市役所北庁舎、電話㈹一、〇〇〇番）へどうぞ。

# 鳥屋野湖桜祭り
## 4月12日からオープン

新潟市の名所になった鳥屋野湖の桜が、四月十二日から二十九日まで花ざかりとなります。

この期間中は、いろいろの催しが行なわれますので、市民の皆さんどうぞご家族づれでお出かけください。

▽催し 十四日「タレントスカウト鳥屋野湖のつどい」十九日「万代太鼓の会開催」二十日「アマチュアカメラマン撮影会」二十七日「民謡歌と踊りの大会」

# ひろば

### ゴミ捨てのマナー確立を

山の下町 主婦 T・H

私たちの町内会は、衛生面ではモデル地区といわれています。

最近、隣り町内会のゴミ捨て場が私宅の前に変わりました。月、水、金曜日が指定日なのにこの日以外にこっそりと、おそらく深夜捨てたものなのか、よく見られます。

そして、この袋が犬や猫に荒らされ、中のゴミが散乱してしまいます。これから暖かくなりますと、この現象で困ることになります。

モデル地区ところが、とても見苦しい現状です。もっとひどい人は、袋にも入れずにバケツ、ゴミ箱ごと持ち込み、バッと捨てることもあります。

私は、これらの人々を見ますといつも不快の念でいっぱいになってしまいます。

最近、きれいに掃除をしますが「サイの川原」で、年中ゴミ袋が散乱しています。なぜでしょうか？

特に月末つの日曜日で、翌日の二日間で、遠くから車で運んでくるとも書かれています。まったくひどいものです。

一人一人がお互いに心して美しい町並みに協力したら幸いと切望しています。そうすれば健康で明るい町になるのではないでしょうか。

5年で4割ふやす〈興銀〉のステレオ貯蓄

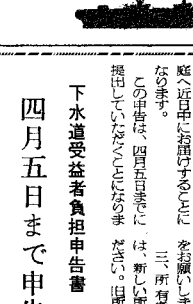

5年で4割ふえるステレオ貯蓄例

| 元金 | 5年後償還額 | 増加率 |
|---|---|---|
| 10万 | 140,245円 | 40.2% |
| 30万 | 422,690円 | 40.8% |
| 50万 | 704,424円 | 40.8% |

割引興業債券・期間5年 クリコー 年利回り6分2毛余・無記名
日本興業銀行新潟支店 新潟市西堀通六（市役所隣）TEL(代)㈹2331
利付興業債券・期間5年 リッキー 年利回り7分3厘・無記名

ご預金額の20倍の働きをする〈ダイ四〉のチューリップ交通安全定期預金

最高1,000万円の交通事故傷害保険をセット！
預金額は2.5万円から100万円までの12種類それぞれが、万一の場合、20倍または10倍の働きをします。
● 少ないご負担、そのうえ利殖がたのしめます。

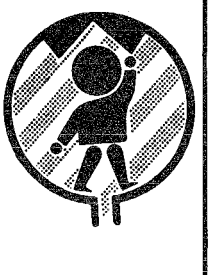

第四銀行